

建設業許可①

- (1) 建設業法で定められている建設業許可
- (2) 許可を取得しなくてもよい工事
- (3) 建設業許可取得の原則と例外

建設業法で定められている建設業許可

- 第三条では、第一条の目的を受けて、「建設業許可を取得しなければならない。」旨が記載されています。（原則）
- 第三条では、「政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。」と許可を受けなくても良い条件が記載されています。（例外）

（引用元）建設業法

第一条（目的）

この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、**建設業の健全な発達**を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第三条（建設業の許可）

建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、**二以上の都道府県**の区域内に**営業所**（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあつては**国土交通大臣**の、**一の都道府県**の区域内にのみ**営業所**を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する**都道府県知事**の**許可を受けなければならない**。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

許可を取得しなくてもよい工事

- 建築一式工事

工事1件の請負代金の額が1,500万円（消費税を含む）未満の工事または、延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事

- 建築一式工事以外

工事1件の請負代金の額が500万円（消費税を含む）未満の工事

※尚、請負代金の額には、注文書から提供される材料費を含める必要があります。

建設業許可取得の原則と例外

- 建設業許可を取得することが「**原則**」、不要となるのは「**例外**」。

「**いらない**」ではなく、**「取得しなくてもよい」**ということ。

事業者の意思ではなく、法律によって

「政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者」
に限り除外されているということになります。

次回は、許可を取得する場合の**業種**についてご紹介します。